

平成20年度 長崎県公共事業評価監視委員会（第1回）議事録要旨

事務局：開催挨拶

土木部長：挨拶

事務局：今年度の委員会スケジュール等について説明

委員長：ただいまから第1回の公共事業評価監視委員会を開催いたします。今から暑い盛りに向かって皆さんにはいろいろご苦勞をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

まず、議題1、再評価対象事業の説明について、環境部、土木部、農林部、水産部の順序で進めてまいりたいと思います。

事業者には、いつも申し上げますが正確で簡素な説明をしていただきまして、進行にご協力をいただくようお願いいたします。

審議を効果的に行うために、これまでの経緯から、今年度から一部改定いたしましたシステムによりまして、審議事業を簡素な説明による一括審議と詳細な説明によります個別審議の2つに事前に分けております。まず、一括審議対象事業の説明をお願いしますが、その後対応方針の原案に関する質疑、審議を行っていききたいと思います。次に、個別審議対象事業の説明をお願いいたしまして、適宜事業課単位や事業単位で区切りながらお願いいたしたいと思います。その後、対応方針の原案に対する質疑、審議という形で進めてまいりたいと思います。

現地調査、その他詳細検討が必要と判断されます事業がありましたら、その都度各委員からご指摘をいただければと思います。

それでは、最初に環境部の一括審議のほうから説明をお願いいたします。

水環境対策課：環境部の一括審議

水対－1 西海市 特定環境保全公共下水道事業 大串処理区

水対－2 雲仙市 特定環境保全公共下水道事業 吾妻処理区

水対－3 小値賀町 特定環境保全公共下水道事業 笛吹処理区

委員長：一括審議の環境部の関係の説明がありましたが、何かご質問ございますか。

A 委員：3件の説明をいただいたんですけども、画面に出たデータと水対－1の事業費のこちらのデータで39億6,400万円と、画面では42億5,000万円と上がったことと、処理人口2,800が2,900になっていますね。ここら辺は数字の問題だと思うので、質問です。

もう一点は、再評価チェックリストの処理区域面積が計画で64ha、整備状況が28.2ha。

半分に達していないんですけども、幹線の管渠延長自体は 100%整備しているということであれば、処理区域面積もこの論理からすると 64ha になってしかるべきじゃないかなと思ったものですから、2 点の照会でございます。

水対策環境課：西海市の数値、全体事業費につきましては、42 億 5,000 万円が正解でございます。

チェックリストの分が間違っておりました。失礼いたしました。

A 委 員：計画処理人口についても、現行認可 2,800 人は、こちらは 2,900 人ですよ。

水対策環境課：下水道事業におきましては、全体計画で評価をいたしまして、全体計画としては 2,900 人ということで、これについては修正はございません。

西海市の処理区域につきましても、64ha でございます。

A 委 員：質問している趣旨が、処理区域面積の整備状況、平成 19 年末が 28.2ha になっているんですよ。チェックリストの方ですね。ところが、幹線の管渠延長は 100%整備しているところでなぜ 64ha にならないのかという質問です。

水対策環境課：下水道は、認可で表示いたします幹線の管渠と、あと住民の末端のところまで持っていく管渠がございまして、幹線管渠がすべて完成いたしましても、末端の管渠がまだ整備されていない地区がございまして、そういう状況の場合もあり得ると。

委 員 長：数字的なものはこっちが間違いだというわけね。

水対策環境課：間違った分につきましては、事務局を通じまして再度提出させていただきたいと思っています。

委 員 長：事前に訂正してもらえばよかったんだけど。

ほかにいかがですか。

B 委 員：接続率もなかなかすぐには増えないというのがあるんですけど、接続の工事とかで、住民の利用者の方が負担する金額というのはかなり大きいんでしょうか。

水対策環境課：そうですね、宅内配管につきましては個人の方が支払うようになりますので、個々にはいろいろあるんですけども、30 万～100 万円ぐらい個人で手出しするお金がございしますので、そこら辺の資金的なものがなかなか出せないという方もございます。

B 委 員：それは、自治体によっては補助とかいうのはされてはいないんでしょうか。

水対策環境課：融資という形で取り組んでいるところは多いんですけども、補助という形では長崎市とかは生活扶助世帯とかそういうところに対しては資金援助もあるんですが、一般の方については資金的な援助というのはございません。

国の制度が、市町村が生活保護とか生活扶助世帯に補助したところについては、国費を

補助する制度ができたんですけども、件数的になかなかそういうところがなく、今のところは長崎市はそれに取り組もうとしておるんですが、現実問題としては件数としては少ない状況です。

委員長：ほかにございませんか。

それでは、この３事業につきましては、原案どおり継続ということでよろしゅうございますか。

それでは、そういうことで決定させていただきます。

次に、土木部の一括審議事業が２０事業あるものですから、３つに区切りたいと思います。

まず、河川関係の１０事業について一括の事業説明をお願いいたします。

土木部：土木部の一括審議（河川課）

河川－３ 総合流域防災事業 大明寺川

河川－５ 総合流域防災事業 江川

河川－６ 総合流域防災事業 三重川

河川－７ 総合流域防災事業 高田川

河川－８ 総合流域防災事業 鹿尾川

河川－９ 総合流域防災事業 佐々川

河川－１２ 総合流域防災事業 佐世保川

河川－１３ 総合流域防災事業 古田川

河川－１４ 総合流域防災事業 田川

河川－１５ 都市基盤河川改修事業 江川川（長崎市）

委員長：ただいま土木部の河川関係の一括審議事業の内容説明がありましたが、何かご質問ありますか。

C 委員：B/C ですが、ほとんどが減少しているんですが、最後のページの河川－１３、１４、１５が上がっていますね。これが一つです。あとはほとんど下がっているんですけど、これだけが上がっている。結構 B/C が高い河川－１３の古田川とか、河川－７の高田川。B/C が高いから沿川とかに人が多くて、このあたりところは用地買収がしにくいということで遅れているんですかね。

河川課：B/C の減少しているところもあるし、増加しているところもあるということで、ここら辺がどうなっているんだろうかというお話なんですけど、河川の B/C につきましては、先ほど算出手法が変わったというお話も簡単な説明としてさせていただきましたけれども、河

川の B/C は国土交通省から出ております治水経済調査マニュアルに基づいてやっているんですけども、これが数年に一度改定になりまして、17 年に改定になっております。ですから、前回再評価を受けた 15 年と今回の間で改定になっておりまして、計算手法が若干変わっております。細かいところをいろいろお話ししても時間がかかりますが、例えば、事業費を投入して河川工事をしたら、用地を買収しまして河川敷となります。河川敷というのは将来的に河川のものとして残っていきますので、残存価値についての計算の手法とか、そこをどういう計算をするかとか、そういう細かいところが変わっています。

もう一つは、河川の効果というのは、もし川を改修しないであふれたとき、あふれたところにどれくらい資産があるかということで B が出てくるんですけども、その B が例えば、サービス業の事業所が何軒あるとか、病院があるとか、じゃあ、病院だったら資産としては何千万とカウントするとか、何億とか、資産の評価額が 5 年前と大分変わっておりまして、経済の動向の関係かもしれませんけれども、上がっている事業もあれば下がっている事業もあります。場合によっては 5 割増しぐらいになっている事業もありまして、氾濫する流域内にある資産の状況によりまして、こっちは上がっているのに、何でこっちは下がっているのかなと思われると思うんですけど、そういう状況によりまして、上がっているところもあれば下がっているところもあるということです。

それと、B/C が高いような気がするところもありますけども、先ほど言いました B/C はコストがどれくらいかかるか、かからないか。それと、資産がどれくらいあるかということで、都会の川になりますと資産があります。ただし、いろんな構造物とか周辺との調整でお金もかかります。資産はあるけれども、橋梁とかいろんな構造物が少ない川は、感覚的に B/C が結構あるなあという感覚だし、田舎の川でも構造物が、橋が架かっているところは B/C が下がるということで、一概にこういう川だったら高いということは言えませんので、そういうことでご理解いただければと思います。

委員長：ほかにいかがですか。

全部だんだん工期が延びていくんですね。河川というのは、そういう宿命でしょうけど、予算の面と用地、要するに地元調整、そういういろいろな要因で遅れていくのが考えられるんですが、最近まだ予算の関係で遅れているというふうな要因が強い事業というのは結構あるんですか。

河川課：予算につきましては、県全体の河川事業というのは、若干下がりぎみなんですけども、その中で近年でも浸水被害があっている河川がありますので、どうしてもそちらの方に予

算を重点的に回すことになりますので、改修は完成形まではできていないけれども、川の拡幅はほぼ終わっているなあというところは予算を抑えるとか、そうしますとそこが遅れるとか、そういうことが出てきております。どうしても川は下の方から改修していきますので、だんだん長引くというような傾向になっております。

委員長：どうしても重点的な配分というのがやられていくんでしょうね。用地問題というのも、これまた河川でいつも問題になる。今お話があったように下流からやっていかないといけないから、用地買収というのはなかなか難しいケースが増えてくるというのはわかるんですが、洪水その他で被害があった直後は、やっぱり地元住民の皆様方も理解があるんですが、だんだんそういうのがないと用地提供というのにも抵抗があるというのは言われていることで、いろいろそういう要素が絡み合って遅れていくんでしょうけど、河川というのは全体的に事業がずっと遅れていくという傾向は免れないんでしょうね。

ほかに何かありますか。

なければ、河川の関係の一括審議の 10 事業について、この中で現地調査、詳細審議する必要のあるものはありませんね。

それでは、ただいま説明がありました一括審議 10 事業については、対応方針は原案どおり継続ということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：引き続きまして、土木部の一括審議の関係で、砂防について 7 件お願いします。

土木部：土木部の一括審議（砂防課）

砂防－1 地すべり対策事業 白井岳地区

砂防－2 地すべり対策事業 腰差地区

砂防－3 地すべり対策事業 里地区

砂防－4 地すべり対策事業 高野地区

砂防－5 地すべり対策事業 飛島地区

砂防－6 地すべり対策事業 大屋地区

砂防－7 地すべり対策事業 香焼地区

委員長：ただいま砂防関係 7 事業、一括説明いただきましたが、何かご質問ございますか。

B 委員：砂防－4 の社会経済情勢の変化のところで、保全人家が急増しておりと書いてありましたが、チェック表のところの再評価時の受益戸数というのは、前回と同じ数字なんですが、これは保全人家というのは受益戸数ではないのでしょうか。

砂 防 課：社会経済情勢の変化ということで説明書きをしておりますが、そこで保全人家が急増しておりというところがございしますが、実際はチェックリストの方が正でございまして、そのところで文書の方に誤りがございます。

B/C につきましては、496 の数で出しております。その B/C の数につきましては間違いないでございます。

B 委 員：増えてないということなんですか。

砂 防 課：はい、そういうことです。申し訳ございません。

B 委 員：これはこの記述自体が不足してないということなんでしょうか。「地すべり末端部付近では宅地開発が進んでおり」、大体、地すべりがあるところはあまり人が住まない方がいいのになあと思うんですけども、宅地開発とあるからそれで増えているというのは、ちょっと変だなあという感じがしたんですけど、そこは全然増えてないということによろしいのでしょうか。

砂 防 課：今、平面図が出ているんですが、地すべり地の下の方には市営住宅がございまして、もともとそういったところで住宅があったということですね。前回の再評価と比べて急増したということではなくて、全体の情勢として以前から増加していたと、そういうふうなところです。そういうところでこの文章が入ってしまったということです。申し訳ございません。

委 員 長：人家が急増しておりと、これが適切じゃないという意味ですか。

その付近は増えてるんですか、増えてないんですか。

砂 防 課：前回と比べまして、増えておりません。ですので、この別記 6 に書いてあるところにつきましては、申し訳ございませんが訂正をさせていただきます。

委 員 長：ほかにいかがですか。

この 7 事業で現地調査、詳細審議が必要だと思われるものはございませんね。

それでは、ただいま説明をいただきました砂防関係 7 事業につきましては、対応方針原案どおり継続ということでよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委 員 長：そういうことで進ませていただきます。

それでは次に、都市計画の 3 件について説明をお願いします。

土 木 部：土木部の一括審議（都市計画課）

都計－2 街路事業 相浦棚方線

都計－７ 公園整備事業 西海橋公園

都計－８ 都市公園事業 百花台公園

委員 長：都市計画の３件についてただいま説明がありましたが、何かご質問ございますか。

A 委員：都計－２の相浦柵方線ですが、佐世保に住んでいますので非常に助かっている道路ではあるんですけども、先ほど利用台数の問題が出ておりました。これと並行はしないんですけども、佐々から佐世保を結ぶラインとしては日野松浦からこちらに向かうルートと、今後西九州道路ができますと、こちら辺が非常に競合するんじゃないかなと考えられるんですけども、先ほど B/C が下がった中で交通量の変化ということですから、西九州道路ができた場合に矢岳以降は無料ということなので、そういった意味で西九州道路を使う場合こちらの道路は使わなくなるということまで想定した B/C なのかどうか、お教えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

県北振興局：今、ご質問がありました交通量の台数の算定ですけども、西九州自動車道が佐々まで開通したときの無料化での交通量で算定しておりまして、無料化によってそちらの方に車が流れるということで、当初西九州道路は有料ということでしたので、その分、無料化により西九州自動車道の方に車が乗って、相浦柵方の交通量が少なくなっているということで、B/C は下がっているということであります。

委員 長：ほかにいかがですか。

都計－７、８の B/C が急激に上がったのは、要するに分析手法が変わったと。さっきと一緒に、国交省からの手法が変わってきたわけですかね、評価の仕方が。ということだろうと思うんだけど、何か B/C が一挙に増えたり減ったりというのが、５年間のうちに。どこが B/C が正しいのかと、疑心暗鬼になるんですけども。

D 委員：これは一般論ですけど、B/C はコストの比率ですよ。今特に鋼材なんかがすごく上がって、構造物を造ろうと思うと鋼材の単価がすごく高くなっているから、そういう意味では当初予定していたよりすごく大きなコストがかかる。そうすると C が大きくなるから下がるという理屈はよくわかるんですね。B はすごく利用価値が広がったという国交省の基準が変わった、そういう基準のようなものが漠然としていて、具体性が聞いててあまりぴんときないんですよ。その辺のところ県の方の統一基準のようなものがあれば、あらかじめ示して説明していただいた方がわかりやすいかなと前から思っていたんですが、その辺のところはいかがでしょう。

実際鋼材が上がっているとか、油代が上がっているとか、その辺のところは工事の中に

どこまで反映されているのか、あるいは反映されようとしているのか、その辺のところ教えていただけませんか。

事務局：ご質問についてですが、B/Cの算定手法は事業が補助事業になっておりまして、事業ごとに国の国土交通省でありますとか、農林水産省等がございますが、そちらのマニュアルそれぞれによって算出をしておりますので、県で統一というのは基本的にできておりません。ですから、それぞれのマニュアルに基づいてそれぞれが算定しているということになります。県の統一ということは基本的にできない状況です。

先ほど鋼材とかの単価の反映ですけれども、どれくらい鋼材がかかるかというのは、ボリュームはわかるんですが、事業費算出時の単価でしか基本的にはできておりません。算定するときに幾らであるかというのは判定できるんですが、その都度変わってきた場合には算定はできない状態です。

土木部次長：鋼材の価格、燃料が上がっているということは、コストアップの要因になっております。ただ、具体的にどの程度アップになっているかということは、今度単品スライドというのを県も近々発動する状況になっておりますが、その状況を見てみないと、単価がどれくらい上がってくるのかというのはまだ確認できておりません。多分、今回の事業費の算定は従来の、これまでの実績をもとに積み上げておりますので、個別の、例えば地すべりの杭打ちでいいますと結構鋼材のボリュームがありますので、ここら辺につきましては実際に使うときに単価アップ要素としてどの程度見込めるかということにははじいてみませんと、率が評価できますので、これは若干時間がかかります。物によったら影響を受けるものもありますし、あまり鋼材を使わないところはあまりコストアップの目に見えるような形は出てこないのかなという気はしております。そこら辺は今後とも注目しながら適切に事業費に反映させていきたいと考えております。

委員長：B/Cの求め方については、かねてからいろいろ疑心暗鬼の部分もあるんですが、皆さん方が責任を持って算出しておられるわけで、その根拠もはっきりされているだろうと思っているんですが、5年間に一遍にこんなにB/Cが上がるということになってくると、よっぽど評価の仕方が変わってきたんだろうと思うんですが、その辺は今後の一つの宿題だろうと思うんですが、確実にB/Cの出し方を皆さん方が明らかにしなさいと言ってもなかなか難しいわけでしょうから、そういう面では皆さん方が責任を持ってやっていращやるという、双方の信頼関係で我々も審議させてもらっているということですから、その説明の中でその辺が極端な場合は、これからも一つ十分我々の方にもわかるように説明を付加

していただければと思います。

この３件についていかがでしょうか。

B 委 員：都計－７の西海橋公園の資料の写真を見せいただくと、ウォークデッキとかアスレチック広場とか遊具なんかに木がたくさん使われているような気がしますが、間伐材とか県産材の積極的利用という、そういうもとでされたんでしょうか。教えていただきたいと思っています。

県北振興局：ただいまのご質問、木材の利用についてなんですけれども、耐久性の問題もありまして、間伐材とかではなく、海外製の強い木材を使っております。強度の問題とか耐久性の問題ですね、20年とか25年とか長くもたせるということで、強い木材を使うということで海外の木材を使っております。

E 委 員：今のB/Cの話の続きになると思うんですけれども、両方とも公園の種別は違いますが、総合公園と広域公園ということでベネフィットのほうがすごく上がったところには、公園整備だとか環境保全だとか、価値観のようなものも反映されるのかなというふうなのがあるんですけれども。

それともう一つは、都市計画全体の方向づけというか、ビジョンというか、そういうものが変わってきたというか、価値観だとかその辺もベネフィットのところに大きく影響するんでしょうか。

委 員 長：どうですかね。評価が変わってきたのはそういうことですよね。

都市計画課：都市公園のB/Cにつきましては、国交省の方からマニュアルが出ております大規模公園費用対効果分析手法マニュアルを用いて算定をしておりますが、これが昨年度改正されて、都市公園の間接的な効用ということで、都市環境の向上とか防災性、災害が起きたときの応急施設としての役割とか、火事が起きたときの延焼防止としての役割、そういった形の効用が高く評価されるような評価手法に変わっておりますので、西海橋公園と百花台公園につきましては、保存緑地とか自然を生かした施設系の整備をしておりますので、そういったところが高く評価されて、今回B/Cが大幅にアップしたということにつながっております。

委 員 長：この３件につきましては、原案どおり継続でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委 員 長：それでは、そういうことにいたします。

事 務 局：B/Cの話がありましたが、第２回は現場調査になりますので、第３回で各事業のマニユ

アルの大まかななところを示したいと思いますので、その中で見ていただければと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

委員長：それでは、土木部の個別審議に入ります。

港湾課の港湾－1、久山港改修工事からお願いします。

諫早土木事務所：**港湾－1** 久山港改修事業 久山地区国内物流ターミナル整備（原案：見直し継続）

委員長：港湾－1の久山港改修事業の説明がありましたが、何かご質問はございませんか。

C 委員：今のご説明では、事業を縮小したんですよね。当初する予定の半分。それなのに、どうして事業が長くなっているんですかね。完了予定が。

諫早土木事務所：岸壁Aを昨年9月供用開始したんですけども、なくなった理由は、岸壁Bを取扱貨物量のデータを企業のヒアリングをもとに事業を進めてきたんですけども、なかなか取扱貨物量の実績が伸びないような状況だったので、このまま続けて岸壁Bをすべきかどうかという判断をあぐねた状態が続いておりまして、一回供用開始して、その状況を見ながらBを判断しようと考えまして、若干事業を遅らせた経緯があります。

C 委員：その判断のために供用しながら、本当に必要かどうかということを見直すために遅れたと。

諫早土木事務所：はい。実態を見ないと、ヒアリングの場合はあくまでもヒアリングの状況でございまして、実際使うかどうかというのは企業によって変わってくるものですから、実態を見ながらすべきかどうかを判断した次第です。

委員長：ほかにいかがですか。

事業費としては3億ぐらい下がってるわけよね。

諫早土木事務所：はい。

委員長：事業の量としては相当下がってるようだけど、その辺数字的に理解しにくんだけど。

諫早土木事務所：アクセス道路をつくらないと岸壁の利用ができませんので、その点先行予算で若干お金がかかっているのも事実でございます。

今度、2番目の岸壁をとりあえず見直すということなんですけど、今後の物流が変わったら再度提起いたしまして事業ができればと思っているんですが、今のところは現状からすると見合わせた方がいいと判断しております。

A 委員：もう既に供用していらっしゃるということなんですけども、橋梁とか道路が家の上に走っていますよね。そこら辺が今からなのか、既に供用しているのかどうなんでしょうか。

諫早土木事務所：いえ、図面が古いものですから、申し訳ございません。実際、道路はちゃんとで

きております。

A 委 員：道路はできているんですね。はい、わかりました。

委 員 長：これについては見直しでもあるし、現地の状況を見ながら詳細な審議をするということにしましょうか。

F 委 員：物流というものが当初予定されたときよりも少ないというんでしょう。

諫早土木事務所：はい。

F 委 員：その原因はわかりますか。

諫早土木事務所：資材会社一社が倒産したというのが一番大きな原因です。砂の運搬というか、取扱いなんですけども、それが非常に多かったんですが、それがかなり減ってきたというのが一番大きな原因です。

F 委 員：そうすると、その資材会社に代わるような事業者があらわれれば、やはりこれは見直してやる可能性もあると。

諫早土木事務所：可能性はあります。はい。

委 員 長：将来的な予測というのはなかなか難しい面もあるんだろうけど、今説明を聞いた段階で我々の方としても、「うん、わかった。それじゃ」ということにはなりにくいので、やっぱり現地も頭の中に入れて、もう一回詳細審議ということではいかがですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委 員 長：それでは、そういうことで。

次の港湾－2 の比田勝港。

対馬地方局：**港湾－2** 比田勝港改修事業 複合一貫輸送（原案：継続）

委 員 長：それでは、港湾－2 の比田勝港改修事業について説明がありましたが、何かご質問ありますか。

C 委 員：直接事業には関係ないんですけど、国内船のふ頭と国際線のふ頭を分けるということで、この間陸地を回っていくとどれくらい時間がかかるもので、その陸地の間の道路の整備とかいうのはされているんですかね。

対馬地方局：プロジェクターの中にも道路整備が赤で入っていますけれども、それまでの整備はできております。車で行くとほんの2、3分の距離ではあります。

C 委 員：当然船でも渡せるわけですよ。

対馬地方局：向こうからですか。そうです。長崎港内で行くと、一番長崎港の奥ぐらいの感じではありますけど、渡海船を使うほどの旅客とか、たくさんの利用客はいないということで、

ほとんどの人が車でフェリーとか高速船を利用している状況です。

C 委員：赤いのはこの計画の中にあるふ頭を造るための道路整備ということで、この計画の中に入っているわけですね。

対馬地方局：はい、入っています。

委員長：いかがですか。

10 年の見直しで、その間このように大幅に事業費が増えてるわけね。それが今言うその辺の工事になるのかな。

早期完成が望まれているということで、平成 23 年が完成めどですね。その辺は順調にいつているわけですか。

対馬地方局：はい。ちょっと事業が遅れているのは、埋立計画の中にいる漁船が 2 隻ほど外側に出てくると静穏度が悪いということで、埋立地の中から出るということになかなか同意が得られなかったものですから、それで少し事業の進捗が遅れておりました。今年の 3 月にそれを解決いたしまして、前面の漁船だまりも移っていただくということも了解を得ております。さらに、道路の整備にあたって、用地買収にかかる数軒の集落があるんですけども、そこの皆様にも用地買収に対してはこの計画に応じるということで、文書によって同意も得られておりまして、今後金銭的な交渉はしていきますけれども、大幅にもめるようなことはないということで、順調に予算を確保して進めていけば、23 年度に完成できるというふうに考えております。

委員長：ほかにいかがですか。

E 委員：直接には関係ないかもしれないんですけども、韓国の旅行客が大幅に増えているということで、航路も輻輳している感じなんですけど、便数自体も増やしていくとか、そういうことがあるんでしょうか。

対馬地方局：韓国の高速船ですけども、現在 300 人乗りの高速船が、火曜日は休みがあるんですけども、比田勝港と厳原港に毎日それぞれ 1 便ずつ来ております。

それと、水曜日と日曜日は特に多くて 3 便来航しております。年間でいきますと、16 年度 2 万人、17 年度 3 万人、18 年度 4 万人というふうに増加をしております。将来的にも伸びていくだろうと思われれますけれども、今のところ 4 万人という旅客数で費用対効果は出しております。

委員長：これは見直しじゃなくて継続ということになっているんですね。

対馬地方局：はい。

委員 長：10 年前からこういう計画はそのまま進捗してきたわけだね。

対馬地方局：はい。大体 10 年前からと同じですけども、ジェットフォイルの岸壁というのが、当初の 10 年前はジェットフォイルがまだ通っていないときもありまして、それが後から追加になったという経緯はあります。

委員 長：事業費的にはどのくらい。大したことはない。岸壁は延ばすんでしょう？

対馬地方局：2 億程度です。

委員 長：ほかにありませんか。

A 委員：特に、この工事についてどうこうということはないんですけども、参考までに、RORO 船は国内ということだったんですけど、どういった荷物を運んでいるんだろうかなと疑問に思ったことと、フェリー、ジェットフォイル全部国内船のふ頭が全部こちらに来た場合に、RORO 船は事業性のトラック運送でしょうからここに来て支障はないんですけども、フェリーとかジェットフォイルがここに来た場合に、もし比田勝に着こうとすると、町まで若干歩がなくちゃいけないみたいな、そこら辺の不便さというのは大丈夫かなとちょっと気になったものですから、ご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

対馬地方局：歩いてこられるお客様というのもすぐ近くの方はいと思いますけども、ほとんどのお客様は少々近くても自家用車とか見送りの車で訪れておりますので、この程度の距離だったら大丈夫だと判断しております。

RORO 船の貨物の件ですけども、日常生活品、食料品とか飲料水とかそういうものが約 8 割を占めております。生活用品です。

委員 長：どうですか。港湾になると、なかなか規模が大きいものだから、我々もそうかなという感じがするんだけど、詳細審議にするのかな。

A 委員：予定どおり進んでいるというふうなことであれば、詳細までは必要ないのでは。

委員 長：10 年間やってきたということで、その間若干の状況変化もあって一部修正もしたという程度で、23 年に向けて順調にいとっていると、ということですかね。

どうでしょうか。港湾－2 については継続ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員 長：それではそういうことにいたします。

次に、港湾－3、福島港の海岸保全事業についてご説明をお願いいたします。

田平土木事務所：**港湾－3** 福島港海岸保全事業 平野地区（原案：継続）

委員長：ただいま福島海岸保全事業のご説明をいただきましたが、何かご質問はございませんか。

C 委員：今ご説明になったので、完了予定が平成 20 年度と言われましたけど。

田平土木事務所：平成 26 年度です。

C 委員：26 年度ですよ。それだったら、前、完了予定が平成 17 年度になっていますよね。9 年も延びていまして、それは先ほど言われた工法の変更によってですか。

田平土木事務所：一応工法の変更で、調整で 4 年間ぐらい費やしたということと、ようやく今断面を決めているところです。画面左にある分が計画の断面でございまして、今年計画をきちんとやって、もう一回これで現地にご説明してから着工しようということと、今後の事業費の伸び等によって平成 26 年度まで進捗を図るという状況でございます。

C 委員：でも、事業費は 10 億から下がっていますよね。

田平土木事務所：はい。事業費は下がっておりまして、当初の状況でずっと事業費がつきますとよかったですけども、今年も一応設計だけの費用ということで 3,000 万円しかついておりませんので、延びを考えますとどうしてもこういう状況になると。

C 委員：全体の事業費は下がっているけれども、単年度で今年つく事業費は減っているのですね。に進捗できないということですね。

田平土木事務所：はい。

C 委員：わかりました。

委員長：よろしいですか。

この件については、現地調査、詳細審議はいかがですか。

原案どおり継続ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：では、そういうことで進ませていただきます。

それでは、土木部の河川－1、都市基幹河川改修事業、中島川についてご説明をお願いします。

長崎土木事務所：**河川－1** 中島川都市基幹河川改修事業（原案：継続）

委員長：河川－1、都市基幹河川改修事業、中島川について説明がありましたが、何かご質問ありますか。

左岸は全部済んだわけかな。

長崎土木事務所：左岸バイパスは終わりました。

委員長：あと残るのは中央橋だけ。

長崎土木事務所：そうですね。今、中央橋が一番大きな構造物として残っております。

委 員 長：中央橋は今片側をやっているけど、両側完成するのは24年？

長崎土木事務所：中央橋はあと1年ほどで全体の完成を予定しております。1ヵ月ほどすれば車線を切り替えまして、上流側の工事に取り掛かる予定にしております。現在40%ぐらいの進捗を考えております。

委 員 長：今見ると、橋梁がかなり上がってるよね。だから、それに伴って軌道敷なんかも上げるというわけでしょう。

長崎土木事務所：はい。

委 員 長：あれは断面をとるためにあれだけ上げないかんということ？

長崎土木事務所：そうですね。

これが元の橋梁ですけれども、水があそこまで来れば余裕がありません。ですから、その分も河川の断面がないということで、若干橋も上がるような格好になります。

委 員 長：上げなければ断面とれんかね。

長崎土木事務所：はい。全体の上下流のバランスがとれなくなってきます。

委 員 長：あそこを上げたら関連する部分かなり出てくるなと思ってたんだけど、それはかなりの金額になりますね。

長崎土木事務所：20～30cm 程度の嵩上げですので、あまり影響が出ない範囲に抑えるような橋の種類を選んでおります。

委 員 長：でも、一部上げなきゃいかんわけでしょう？

長崎土木事務所：そうです。はい。

A 委 員：既に上流のほうの賑橋近辺では、電車と道路の高さが違いますよね。当然それに全体が合ってくるということになるんですよ。

長崎土木事務所：そうですね。

委 員 長：電車が絡んでくると、いろいろかかってくるから。
ほかに何かご質問ありますか。

F 委 員：別に関係ないんですが、中島川自体の川の流れの状況とか様子を見ると、すごくきれいになっているんですよ。あれはやはりこのバイパス工事その他の影響があっているんですか。

長崎土木事務所：バイパス工自体は水質には特段関係はないと思いますけれども、やはり下水道の整備とか、地元の方々が清掃活動をかなり活発にしておられますので、上流にダムもあり

ますので、それも踏まえて水質的にはいくらが改善が見られるんじゃないかと思いますけど。

F 委 員：ああそうですか。いくらかどころじゃないような気がするんだけどね。わかりました。

ありがとうございました。

委 員 長：下水道が整備されたのが一番大きいかもしれませんね。

長崎土木事務所：そうですね。

委 員 長：ほかになければ、この件につきましてはいかがですか。現地調査その他、必要ではありませんか。では、詳細審議も必要ありませんね。

では、対応方針原案どおり継続ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そういうことで進めます。

委 員 長：それでは、河川－2 の総合流域防災事業、山田川の件、ご説明をお願いします。

島原振興局：**河川－2** 山田川総合流域防災事業（原案：継続）

委 員 長：河川－2、総合流域防災事業、山田川。ただいま説明がありましたが、何かご質問ございますか。

A 委 員：質問としては1点ですが、まず、ちょうど5年を経たというところで、あと5年間で完成するということを見ますと、進捗率が23.6%。用地は80%ということなんでしょうけども、工事がここ5年間で本当に間に合うかどうか、ちょっと心配な感じがいたしました。

これは直接関係ないんですけど、断面図の中にみお筋というんですかね、何のために説明しているのかわからなかったものですから、教えていただければと思います。

以上2点です。

島原振興局：最初の5年間、調査と用地の補償ですね、買収等、補償に手間取りました。用地交渉がほとんど片付きましたので、今年から工事にかかれるということで、頑張ればできるといふふうに考えております。

2点目ですが、こういった形で常に水の流れのあるところを確保しながら整備をしたいと考えております。

A 委 員：それがこのみお筋という意味ですか。

委 員 長：ほかに何かご質問ございませんか。

用地もこれから順調にいくようになったということですね、協議会もできたりして。

島原振興局：はい。

委員 長：最初はトラブルがあった。

島原振興局：昨年度片づきましたので、今年大きく進みました。

委員 長：あとは予算さえつけば、大体いけるということですね。

島原振興局：はい。

委員 長：ほかにいかがですか。

どうでしょう。これは現地・詳細はいいですね。

これにつきましては、対応方針原案どおり継続ということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員 長：そういうことで決定いたします。

委員 長：河川－4、仁反田川、総合流域防災事業。説明をお願いします。

諫早土木事務所：河川－4 仁反田川総合流域防災事業（原案：継続）

委員 長：仁反田川総合流域防災事業について説明がありましたが、何かご質問ございませんか。

平成 25 年完成予定で、進捗率が 60% ちょっとだから、これも予算の全体がつけば何とか事業は推進できると。めどがついてるということですね。

諫早土木事務所：はい。

委員 長：ほかにありませんか。

なければ、この件につきましては対応方針原案どおり継続ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員 長：そういうことで決定させていただきます。

委員 長：それでは、河川－10、日野川の防災事業の説明をお願いします。

県北振興局：河川－10 日野川総合流域防災事業（原案：継続）

委員 長：日野川の防災事業の説明がありましたが、何かご質問ございますか。

A 委員：毎年 1 回ほど水につかるということで、必要性については非常に理解できます。また、この近くの地盤が悪いというのは、親和銀行の日野支店も沈下で店舗を閉めざるを得ない状況です。先ほどの予算増加のうちの 12 億円ということなんですけども、軟弱地盤対応として増える分が幾らなのかということを説明いただきませんと、その他の要素というのはもともと予定したものでしょうから、その分が増えたにしろ 78 億と 12 億の差というのは結構大きいと思うんですね。そこら辺の比率を教えていただければその理由が理解できると思いますが、いかがでしょうか。

県北振興局：増額の内訳でございますが、軟弱地盤対策、これは調査によりましてある程度工法等

も若干変更しております。約 5 億円でございます。

それから、先ほど言いましたように、橋梁 3 橋密接しておりますので、迂回路等の工法に伴う増額が約 3 億円、用地補償で約 3 億円というところでございます。

委員長：ほかにいかがですか。

現地その他必要ありませんね。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：それでは、ただいまご説明いただきました総合流域防災事業の日野川の件につきまして、対応方針原案どおりで継続ということにいたしたいと思います。

ご苦労さまでした。

委員長：次は、日宇川。続いてお願いします。

県北振興局：**河川－11** 日宇川総合流域防災事業（原案：継続）

委員長：ただいま日宇川の件ご説明がありましたが、何かご質問ございますか。

結局、予算さえあればもっと繰上げができるけどということだね。

県北振興局：はい、県北管内はまだ治水安全度が低いところが、日野川を中心に佐世保川、川棚川、佐々川というのがありまして、そちらの方にシフトしていたものですから、ここにつきましては断面的には 80%以上、ある程度確保しておりますので、重要度の大きいほうに回したという格好でございます。よろしく願いいたします。

委員長：80%確保できていれば、当面まあまあの確保はできているということですね。

県北振興局：はい。

委員長：ほかにご質問ございませんか。

現地その他必要ないと思いますが、本事業につきましては対応原案どおり継続でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：そういうことで決定させていただきます。

委員長：次は都市計画です。

諫早土木事務所：**都計－1** 街路事業 破籠井鷺崎線（原案：継続）

委員長：破籠井鷺崎線の関係の説明がありましたが、何かご質問ありますか。

事業費がこれだけ増えたというのは、工法が変わったんですか。

諫早土木事務所：恥ずかしい話なんですけども、当初の見込みが甘かった面もあります。

それと、仮設にすごく金がかかるんですけども、思わぬ事態といいますか、玉石が多く

て、ボーリングといいますか、掘り込んでH綱なり立て込んでいく方法なんですけども、掘削に工事費がすごくかかりました。

もう一点は、橋梁工事といったんですが、そちらの旧橋撤去で、図面等がなくて、下部の構造がなかなかわからなくて、一つの理由としましては、旧橋の撤去の下部の構造に意外と杭なんかがあってお金がかかったということ。

もう一つは、河川改修計画が国の方で生じまして、橋梁が1.5倍の延長になったというのも一つの理由でございます。

委員長：あとわずかだからということでしょうけども、何かご質問は、よろしいですか。

これも現地視察その他必要ないですね。

ただいま説明がありましたようなことで、対応方針として原案どおり継続ということではよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：そういうことで決定させていただきます。

委員長：次に、都計－3、神浦山手線。

県北振興局：**都計－3** 都市計画街路事業神浦山手線（原案：継続）

委員長：神浦山手線の説明がありましたが、何かご質問ございますか。

これは、その用地が解決すれば解決できるわけですね。

県北振興局：はい、そうです。

委員長：収用委員会に裁定の申し込みをしているわけだから、それ待ちだね。

県北振興局：はい。

委員長：ほかにごございますか。

現地その他はどうですか。よろしいですか。

事業継続ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：それでは、そういうことでさせていただきます。

委員長：それでは、都計－4の街路事業、小ヶ倉蛭茶線について説明してください。

長崎市：**都計－4** 街路事業小ヶ倉蛭茶線（原案：継続）

委員長：都計－4の街路事業小ヶ倉蛭茶屋線、ただいま説明がありましたが、何かご質問その他ございますか。

用地交渉がいろいろあったということだけど、これはもう既に大体めどがついた。

長崎 市：はい。今、残事業で用地にかかる分につきましては、補償が 10 件、用地が 2 件ほど残っておりますが、鋭意交渉を進めているところでございまして、概ね 21 年度に完成できるものと考えております。

委員 長：ほかにいかがですか。

D 委員：別記 6 の中で、「財政状況が圧迫する中で計画どおりの予算を確保することができない」というところが、どの程度できないで、どの程度確保しようとする努力をされているのかというのは、どうなのでしょう。

長崎 市：予算の確保の問題ですが、一つは、平成 17 年、18 年にかけて周辺 7 町との合併が行われたということもありまして、市域が拡大しました。そういった中で道路事業の事業量というのは逆に増えたという形の中で、全体の予算額としてはどうしてもあまり増えない。そういう中で配分的なものとしては、やはり減少していくという状況にはございます。ただし、この路線については、長崎市が進める重点路線ということで、市の施行事業としては一番の路線ということであげておりますので、それについては予算配分は最優先という形で配分するように考えております。

委員 長：ほかにいかがですか。

A 委員：日ごろ使っていますのであまり批判的なことは言いづらいんですけども、ただ、長崎市の計画の中でこの道路と外環状の道路が並行して走っているような格好になると思うんですね。この辺の流量計算的な問題で、ここで 2.17 上がるだけの交通量というのが、確かに蛸茶屋白木間というのは、日ごろ交通量を見てもバスが通るようになっていますし必然性が高いんでしょうけれども、白木から田上間というのがどこまで使うのかなと、近くの人間としてもちょっと疑問点があったものですから質問させてください。

長崎 市：B/C の検討にあたりましては、国道 34 号と国道 324 号の 2 路線を競合路線という形で、これを補完する形で計算をしております。当然ながら延長も半分ほどに減少いたしますし、実際の利用形態としても東長崎方面からの車両というのが中心部、あるいは南部方面に行くときに、ここがバイパス的な道路として活用できるということも含めて、計画交通量 8,000 台ということで積算をしておりますけれども、概ねそういった形で利用があるのではないかと推測をしております。

A 委員：ありがとうございました。

委員 長：ほかにいかがですか。

B 委員：B/C のところですけども、事業費の見直しと完成度の遅延というのは、事業費も増え

て遅くなって、かつ B/C が上がっているというのは、ほかの場合は下がっていますが、何か特別なものがあるんでしょうか。

長 崎 市：B/C の計算にあたりまして、前回までの計算において、国道の 499 号を対象といたしまして便益計算をしておりましたが、実際の利用形態等を勘案しまして、先ほどご説明しました 34 号と 324 号を競合路線とするという形に置き換えまして便益計算を行ったということで、事業費は増加しておりますが、それ以上に便益が上がっているということでこういった結果になっております。

委 員 長：ほかにないですか。

現地その他はいいですか。

それでは、ただいまご説明をいただきました小ヶ倉蛭茶屋線の関係については、原案どおり継続ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委 員 長：それでは、そういうことに決定いたします。

委 員 長：次に、同じく街路事業、出島・南山手地区についてご説明をお願いします。

長 崎 市：**都計－5** 街路事業出島・南山手地区（原案：継続）

委 員 長：都計－5、街路事業、出島・南山手線で説明をいただきましたが、何かご質問ございいますか。

A 委 員：説明を聞きますと、歴史的地区環境整備街路事業というふうな説明をお受けしましたけれども、ここら辺もちょこちょこ走る地区なものですから、要するに、ここの文字上出ているような歴史的な云々というところがなかなか実現できてないんじゃないかなと、現実の姿として感じているところです。

後段説明があった分というのは、多分 5 年前に見せていただいた分だろうと思うんですが、その近辺も単に道路をつくれればいいということじゃなくて、周辺の住宅あたりのカラーリングだとか構造とか、そういったものもうまくつくっていかないと、観光都市長崎で重要な地区という認識の割には、単なる道路ができましたよということで終わりかねないような、多分昨年か一昨年か同様の発言をしたと思うんですけども、現状の整備状況を見ても若干残念な感じがしております。もう少しそれらしい雰囲気といいますか、さるく博等々で歩きながらまちを見ましょうということで長崎市さんが一生懸命やっていたらしゃるわけですから、そういった意味でぜひ歩けるまちにしていきたいと思っています。

ここら辺は要望として聞いていただければと思います。

たしか、前回、十人町の区間の説明のときには、この上の住宅密集地との関連での説明を受けたと思うんです。今回その点は省略していらっしゃるような感じがしたんですけども、この上の計画の進捗とそのときの連携といいますか、単に街路事業だけでやってるんじゃなくて、上の仁田地区あたりの稲田・仁田地区あたりとの連携での道路だったと認識しているんですけども、ここら辺の進捗状況もあわせてご説明いただければと思います。

長崎 市：ご質問の件は新地町稲田町線ですが、若干説明が不足しておりました点を補足させていただきます。

本路線は 400m の区間ということで、全体としてこの路線の真ん中ほどに唐人屋敷跡がございます。そして、長崎市の中で斜面地再生事業というのをやっていますが、その再生事業の 1 地区でもございます。そういった形で、この街路事業とあわせてこの地区は十善寺地区密集住宅市街地整備促進事業をあわせてやっております、この事業の範囲としては、周辺を含めて約 23ha の区域ということで、平成 7 年度から事業を進めているところでございます。

事業につきましては、街路事業だけでなく密集事業と協調するような形で交渉が用地交渉と重複する部分もございます。そういった形で協調して事業をやっているところでございます。さらに、唐人屋敷があったということで、唐人屋敷の顕在化事業が行われておりまして、こういった事業の枠組みの中で町並み整備の助成金の制度があったり、そういった形で例えば建て替えをされる際には町並み助成金を活用していただいて、この路線の周辺というのは大正レトロ風ということで整備を進めるようにしていますが、そういった町並みの統一性にご協力いただいているという状況でございます。

道路整備を進めるにあたりましては、現在地元のほうではまちづくり協議会というものもあるんですが、それとは別に商店街等でいろいろな勉強会を立ち上げていただきまして、その中で道路のデザインであるとか、そういったものを含めて住民の方と今一生懸命検討をやっているという状況でございます。これが少し説明が不足していた部分でございます。

委員 長：4 年延ばして平成 23 年ということだけでも、なかなかここら辺は用地取得が簡単にいかないだろうし、予算的にも 23 億円残っているから、4 年で大丈夫なのかなあ。大丈夫ですとしか言いようがないだろうけど、なかなか厳しいね。今質問があった部分との一緒の事業というか、一体化事業だからね。

F 委員：稲田町の事業終点というのは、ここまでで道路が途切れていると。そのあとは何かあるんですか。

長崎市：街路事業とあわせまして、密集事業の中で別途、上の道路をつなげる整備がなされてお
りまして、この道路と連絡するという形でございます。一つの連絡線形は保たれるという
ことでございます。

委員長：丸山から、寄合町から上がっていくでしょう。仁田小学校から左に上がっていく、あそ
このところに着くんだらう？

長崎市：そうです。

委員長：あの道路の改良工事が別にあるわけ？

長崎市：はい。別途別の部署で整備を進めているところでございまして、道路線形としては湊公
園側からずっと山手に上りまして仁田保育所の横あたりに出てくるという線形になってお
ります。

A 委員：たしか、前は両方見たんですよね。

委員長：上までしか上がらなかった、前は。

A 委員：まだ上まではできていなかったもので、そのとき両方見たとすれば、それも5年経過にな
ってないんですか。この辺で見ただけですかね。

委員長：そうですね。

ほかにどうですか。

これについては対応方針原案どおり、継続ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：それでは、そういうことで決めさせていただきます。

委員長：次に、都計－6、土地地区画整理事業、高田南土地地区画整理事業について。

長崎土木事務所：都計－6 高田南土地地区画整理事業（原案：継続）

委員長：土地地区画整理事業、高田南土地地区画整理事業についての説明を受けましたが、何かご質
問ありますか。

これは減歩でやるわけでしょう。減歩率はどのくらいですか。

長崎土木事務所：39%です。

委員長：39。高いね。

長崎土木事務所：はい。見ていただくとわかりますように、校区内には住宅地と山林等があり、山
林地分が多くありますので、ただいまの平均減歩からしますと39.9%。

委員長：そのことも隘路になってるんじゃないの。

長崎土木事務所：はい、地権者様の皆さんの中で、そういう減歩率等で強固に反対されているとい

う方は、現在においてもいらっしゃいません。

A 委員：私は佐世保に住んでいますので長崎の住宅供給状況というのは判断できないんですけども、これが平成 20 年 2 月の写真ということで、今から相当どれくらいの宅地が供給されるのかわかりませんが、そう小さいものではないなというのが、写真を見る限りでは判断できるわけですね。そうした意味で、このまま平成 29 年に向かって走って本当に大丈夫なんだろうかなど。これから見ますと、道路にしてもある程度規模自体を縮小して、こちら辺である程度決着をつけるみたいなことをやりませんか、事業を昭和 58 年からスタートして、仮換地の状況でずっと待っていらっしゃる方々がいる中で、昭和 29 年までに本当に終わるのかなというのが、見てても心配な感じがするんですね。

当然、当初の土地区画整理事業という格好で走っている限り、なかなか上げたものを下ろし得ないというのは法的にも理由はわかるんですけども、現状の長崎の人口がどうなのかとか、そういったものをにらんだところで長崎の土地供給状況だとか、総合的な判断で検討したほうがいいような感じがするんですよね。そういったことが可能であれば、こんな状況でいったんおさめてうまくやったほうが、長崎全体の発展を考えたときには有効じゃないかなと。全然数字を持たないで申し上げるのは非常に恐縮なんですけども、見ていてそんな感じがしたものですから、意見として申し上げたいと思います。

長崎土木事務所：ご意見をいただきました件につきましては、通常いろんなところからご意見をいただいているところでもありまして、先ほど申し上げましたように、事業費、進捗が 7 割。残っているのが右側の南東部ですが、皆さんとしては長いという形で、首を長くして待っておられる方が実際は多いございます。町の方針としても、ある程度先が見えてきておりますので、早く整備してやるという形で随時調整をさせていただいております。

この中で、地権者の皆さんから少しずつ土地を提供していただいて、保留地という形で事業費の一部に充てる移転になるんですが、そういう処分状況を見ましても、立地的なものもあるのかもしれませんが、本年度あたり一応残っているのが 1 宅地のみで、今年の 2 月に販売した保留地 2 宅地につきましては、1 件が 18 人、1 件が 10 人という形で申し込み状況も多いございまして、抽選で購入者を決定しているという状況でございます。

確かに長くなっているということについては、私どもも工事が少しでも早く進められるように調整をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

C 委員：私はちょうど写真のある真ん中ぐらいに住んでいるんですが、今ちょうど家の前が家が無くなった状態で、私の住んでるお隣にこれのために越してきた方が 6 年間移転をさせら

れたと。6年間転々としてやっと新しい家に入れたと。昨日道でお会いして話されていたんですけど、それはちょっと長いですね。お子さんが大きくなるときに転々とされたということでこぼされていました。今立ち退かれた家の方も、道路がちょっとかかっただけで立ち退かれたという方がいらして、また帰ってこられると思うんですけども、本当に一刻も早くしないといけないと思うんですけど。

それから、今のところ南東部は山林ですね。

長崎土木事務所：水源地の上のところですね、はい。

C 委員：あの黄色の道というのは、南東部の黄色の道は、あまり意味がないような気がするんですけど。

長崎土木事務所：今言われたのは、南東部のほうの話がメインだと思うんですが、おっしゃるとおりに、うちの事務所はちょっと下にあるんですが、現場の第一線の事務所という形で、多いときには1日4、5人の方がお見えになって、ご意見とか、自分のところはいつになるんだという形で結構ご質問、先ほどありましたような形であっております。

現実的に私どもの考えとしては、3年ぐらいで皆さんはいったん仮移転して帰ってきていただきたいと考えているんですが、諸般の事情がいろいろありまして、ちょっと長引いているという方もいらっしゃるのが現状でございます。結構皆さん高齢化されておりますので、自分が元気なうちに戻ってこれるように早くお願いしますと言われると、私どもとしては一日も早く調整いたしますという形で。ただ、用地買収じゃないものですからそこだけぽっとできないので、宅地がある程度大きな大きさになるので、1軒の方だけのためにそこをすることができないので大変難しいというところがあります。

それとインフラ。いつでも家が建てられる状態にしないといけないものですから、上水、下水、電気、そういうものをフル装備した形でお返しすると。そういう関係でも少し遅れるところがありまして、非常に心苦しく思っているのが現状でございます。

委員 長：区画整理事業というのは換地方式、要するに減歩でやるものだから、時間がかかるんだもんね。東長崎も随分かかったから。これは平成29年と書いてあるけど、とてもじゃないけど、まだあと9年では難しいだろうね。だから、区画整理事業のやり方そのものがなかなか住民に理解されて、今言うように具体的に当事者は相当いろいろの問題を抱えるわけで難しいんだけど、しかし、今さらやめるかという、なかなかこれもまた難しいし。かといって、継続でいいですよともまた言えない。我々ももう少し現地を見て、詳細でやったらどうでしょうかね。

C 委 員：ここで黄色い道路に関するご回答のほうは。

長崎土木事務所：申し訳ございません。

黄色い道路なのですが、そこは右側に薄く線があるんですが、高田中学校があります。それが現在は通学路としてまっすぐ下に下りてきている道がありますが、その道路がスクールゾーン的な形です。それと、あと高田越中央線と道の尾線、そこを結ぶ基幹道路として三千隠線は必要だという形で、交通計画上長与町及び長崎県の中で打合せをして決めた形になっておりますので、やはり現状かなり狭くて、子供さん等の通学が危ないということで防災的なものも含めた形でご指摘を受けていますので、そちらのほうは確実につくっていきたいと考えています。

C 委 員：通学路ですか。

長崎土木事務所：通学路ですね。

A 委 員：三千隠線というのは、周りのグリーンのところも全部開発するという計画だから、当然道路は必要だということになるんですね、やる限りは。

委 員 長：もう一回詳細審議ということにしましょうか。

そういうことで、もう一回我々もいろいろ勉強しながら判断したいと思いますから。

長崎土木事務所：よろしくお願いします。

委 員 長：それでは、次に農林部の一括審議、1 事業の説明をお願いしたいと思います。

林務－1、森林整備事業、永尾小樽線をお願いします。

林 務 課：農林部の一括審議

林務－1 森林管理道永尾小樽線

委 員 長：今ご説明いただきましたが、何かご質問ありますか。

F 委 員：事業の変更の理由のところに、法面の風化が著しいと書いてありますね。これはどういった理由で風化したんですか。

林 務 課：風化といいますか、地質的に切ってから風化したということではなくて、地質的に弱いところがありまして、そこが崩落したりとか、切り直し施工が必要になったりというふうな状況になっています。

F 委 員：こういう法面の工事をするときに、あらかじめ地質調査をするんでしょう。

林 務 課：林道の場合は測量試験のお金がそれほどかけられませんので、前後の岩の状況を見ながら、調査ボーリングをかけずに線形を決めていきますので、掘ってみて弱かったところが出てくる場合がございます。

F 委 員：それを法面として削ったときにそれはわかるんですか。

林 務 課：はい。次年度以降、なるべく線形を少しずつずらしながら弱いところを外していくようにしているんですけども、どうしても、つないでいくためにはそういうところを通ってしまいう場合があります。

F 委 員：そうすると、切った後はどうするんですか。

林 務 課：特殊配合モルタル吹き付けとかセメントを使って安定処理をかけます。

F 委 員：そのときになぜしなかったの。切ったときに。

林 務 課：切ってすぐかけていくんですけども、最初はもう少し岩の状態が強いと思っておりまして、立てて切ることができると考えていたんですけども、切ってみたら弱かったなので、法面の勾配を少し寝かせて切らざるを得なかったということで土工量が増えたり、その分法面の長さが長くなりまして、法面保護に工費がかかっていると。

F 委 員：そしたら、風化で切り直す必要があったということじゃないんですね。

林 務 課：もともとと思ったより風化が進んでおって、弱い岩質だったということ。

F 委 員：意味がちょっとよくわからないんですがね。要するに、土質そのものが軟弱だったということですね。切り直すというのは、どういう意味ですか。

林 務 課：崩壊するものですから、法面を若干寝かせて、ここは強いところなんですけど、もう少し寝かせて、より安全な勾配に切らざるを得ない。

F 委 員：それがよくわからないんですよ。当初からわかってること？

D 委 員：当初はこれだけの傾きで、岩質もそれでもつだらうというふうに想定していたんだけど、思った以上にそこはもたなかったと。だから、実際それよりも斜めに切り直したというのが今のお話ですよ。

林 務 課：そのとおりです。

F 委 員：それで経費がかかったという意味ですか。それならわかりました。

D 委 員：湧水とかあったんですか。下から水が出るとか。そういうこともあったんですか。

林 務 課：そういう法面は何ヵ所かあったみたいです。

委 員 長：林道整備の場合は、その辺金をかけないんだね。しょうがない面もあるんだけどね。用地は提供してくれるから、法面が余計になっても文句は出ないわけだね。

B 委 員：林家戸数に変化はないとありますが、大体どのぐらい林家はあるんでしょうか。そして生産団地も含まれているということですので、受益人口といいましょうか、受益人数は大体どのぐらいを把握されているんでしょうか。

林 務 課：林家戸数が、平成 14 年現在で長崎県全体で 1 万 4,700 戸、平成 19 年現在で 1 万 4,300 ということ、若干減少しております、ここの社会情勢等の変化が B となっております。

林 務 課：受益面積、先ほど 77ha ということでお答えしたんですけど、その中に人工林が 58ha ありまして、その人工林の中で単発的に森林作業をするよりも、団地をつくって皆さん一緒にやったほうが効率化が図れるということで、団地が設定されているということです。

A 委 員：この分も多分 5 年前に見に行った分だろうと思うんですけども、あの段階では地図でいうと、多分南側から入って行って、その段階ではできていなかったという記憶があるんですが、これからすると全体かなりできてきて、5 年前ですから現状で相当森林整備が進んでいると理解していいんでしょうか。この説明を見ますと、黄色で塗ったところが間伐計画という格好になっていて、こちら辺はあの段階でもできていた地域だろうと思うんですが、これから間伐する計画なのか、こちら辺はある程度できているのか、そこら辺はいかがでしょうか。

林 務 課：すみません、正確な数字を持ってきていないんですけど、大体、今黄色の中の面積で、半分ぐらいはできている状況だったと記憶しております。すみません、数字をお示しできません。

A 委 員：件数は結構です。ある程度進んでいるということですね。

林 務 課：そうです。

A 委 員：これは南北つながなくちゃいけない道路なんですか。これだけ U 字を切っているということは、傾斜も強いところでつくろうとしていて、何とかつなごうというイメージが伝わってくるんですけども、どうしてもこれは必要な区間だと。

林 務 課：そうですね。今予定しているところでも間伐等の計画があります。それと、実際つながることによって、またバックせずにいいと。例えば、市場に出すときとかということで、林道の場合、突っ込み線形よりは連絡したほうが効率が非常によくなるということです。

A 委 員：わかりました。

委 員 長：林道の必要性というのは、これは林業が今後存続できるかどうか、非常に大きな要素になるから、いろいろ難しい条件があってもやらなきゃいかんのだろうけどね。
いかがですか。よろしいですか。現地その他いいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委 員 長：それでは、ただいまご説明をいただきました林務一、森林整備事業、永尾小樽線。これは継続ということでいきたいと思います。

ご苦労さまでした。

委員長：それでは、ただいまから水産部の個別審議に入ります。

水計－1の広域漁港整備事業の荒川地区についてご説明をお願いします。

五島地方局：**水計－1** 荒川地区広域漁港整備事業（原案：見直し継続）

委員長：ただいま水計－1、広域漁港整備事業、荒川地区についての説明をいただきましたが、何かご質問ありますか。

F 委員：避難港としての、例えば緊急時の漁船等の入港ですね、これはどういうところの漁船が多いんですか。

五島地方局：今までだったら、ほとんどが西側の漁場を利用している漁船等ですね。あと、近隣の漁港でまだ防波堤が足りないというところで、ここが一番かなり安全なところでありますので、そういう意味で近くの漁港からも逃げてきていたという状況です。

F 委員：要するに、日本船舶がほとんど。

五島地方局：もちろん、今のところ漁港内に入ってくるのは日本の船舶です。

F 委員：その部分については、他の漁業協同組合とかなんとかの賛同は得ているんですか。事業計画を縮小するという意味で、避難港としての、避難する漁船が減ったから地上計画を一部変更するというんでしょう。

五島地方局：はい。そうですね。

F 委員：避難港としての整備というのが、その範囲においては縮小されるわけですね。

五島地方局：そうですね、突堤の3基という意味では。

F 委員：例えば、避難港として希望している、万が一の場合はここが安全だということで希望しているほかの漁業協同組合、この人たちにはその点の了解と言ったらおかしいですけども、

五島地方局：そうですね、特定をしているかということ、そこまでは実際どこから来たかということは、細かくは把握しておりませんので、それを言うと全国的にもなったりしますので、全国にやめますよという表明は一切しておりません。

F 委員：全国的にじゃなくて、近所の人たちも利用していたというわけですから。

五島地方局：漁協は今一体になっておりますので、小さい漁協ではありませんので、福江島に2つある漁協ですから、その同意は得られております。

委員長：ほかにいかがですか。

これは要するに、10億余りも工事が減って、B/Cが逆に1.19に落ちているね。これは、
B そのものがそれだけ減ったということだろうけど、こんなに減ってB/Cが1.19になる

のかなあ。

五島地方局：加工とかの集約というところで、結構見ていた分がありまして、その分が事業的には予算も大きかったですし、効果もそれはそれに大体同等の効果だったということで、そこがそのまま落ちてただけという解釈にはなと思うんですけど。

委員長：工事費が 10 億減ったわけでしょう。

五島地方局：はい。それに見合った便益がついてた。それがそのまま落ちているので、

委員長：落としたと。

五島地方局：はい。残った計画で B／C を算出すると、便益が若干の減という形になると思うんですけど。

委員長：最初の計画からすると、がくっと減らした。それは隻数も減ってるし、漁獲高も減ってるし、そういう社会情勢というか、情勢の変化だとは思いますが。えらい思い切ったもんな。

五島地方局：そうですね。思い切るといえるのか、その 10 億に見合った分の、避難は別としても、ほかの先ほど言った物流の効率化という面では、漁協の施設がかなり重要になってきますので、そこを前向きに検討していたんですけど、今の状況では漁協として対応ができないという話になりますと、そこに我々も手をかけるわけにいきませんので、その分で同じように引っ張られてうちも見直しをせざるを得ないという状況になったということです。

そこは、やりとりはずっと、本当にやりますかということで何回も投げかけてきていたんです。そうすると、最後は今の状況からすると厳しいという判断をしたということです。

委員長：漁業関係者もそういうことに同意というか、理解をしているわけ。

五島地方局：そうです。向こうがやるやらないというのを先に決定をしてからの県の対応になっていきますので、漁協としては今の時点では無理という判断をしたということです。

E 委員：五島といったら漁業というのは基幹産業で、漁業経営が非常に厳しいというのは、五島に限らずどこでもそうだと思うんですけども、やっぱり港湾整備というか、整備することによってより前向きに取り組みたいという意欲自体が地元の人がある程度なえちゃったということですか。

五島地方局：というか、意欲といいますか、この加工場と集約をしようと考えた当時の組合長さんが養殖と加工のプロでありまして、今でも加工だけで年商 13 億円ぐらい上げている方が当時の組合長さんでして、その方のノウハウというのがあると。かなり信頼性が高いと

いうところで、漁協の中でもそういう加工場とか荷さばき所をここに集約することで、漁協運営とか付加価値も上がるという判断をして計画をされているんですね、当時は。ですが、今は先ほど言ったとおり、漁協の運営自体も水揚げの減少等と、漁協が直接建物を建てなければなりませんので、そこまではまだやれないという判断をしたということです。漁業者が漁業になえたということではないと思うんですけども、施設をつくることについて今はできないという判断をしたという感じになると思います。

委員長：ほかにどうですか。

これほどの大幅な見直しということになると、詳細審議ということにせざるを得んかな。

B 委員：計画策定時が平成 14 年というのは、そんなに古くはないですよ。そのときに 285 トンあったのに、42 トンということは 14% まで落ちてるということは、一番大きな生産は。

五島地方局：これは荒川漁港に直接あがってくる分になりまして、説明が足りなかったんですけども、先ほど説明しました玉之浦湾というのがあって、養殖をしているという説明をしたと思うんですけども、その養殖魚、玉之浦の湾内にある分をそこに集約すると。42 トンぐらいというのは、荒川だけにあがってきた分になってくると思います。

B 委員：20 年度がなってるというのですね。

五島地方局：もうちょっと大規模な計画をしているということなんです。

B 委員：まだあるわけですね。

五島地方局：はい。玉之浦町はまだあるんですけども、規模が違うんですが、計画して 2、3 年は横ばいから若干下げという感じだったんですけど、近年かなり落ち込んでるところですね。

B 委員：これから漁業は大切になりますよね、食料の問題でも。頑張っていただきたいんですけど。

五島地方局：そこらは土木のサイドでは答えはできませんので、コメントは控えたいと思うんですけども。

A 委員：漁業生産量は確認をしていただかないと、ちょっと数字がですね。

五島地方局：そうですね。今入れているのは荒川漁港だけでデータ的に入れているんですけど。

A 委員：もとの数字自体も同じ統計データの平成 11 年から持ってきたわけでしょうから、そこから辺の数字の動きだとか確認をされませんと、42 トンはその年だけの特殊要因があったのかもしれないし、データを確認されたほうが。

委員長：これについては詳細審議ということではいかがでしょうか。もう少しその辺を見極めて

みたいと思いますし、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：ご苦労さまでした。

委員長：次は、水計－2、漁業集落環境整備事業、神の浦漁港についてご説明をお願いします。

佐世保市：水計－2 神の浦地区漁業集落環境整備事業（原案：継続）

委員長：それでは、水計－2、漁業集落環境整備事業、神の浦漁港の関係で説明いただきましたが、何かご質問ございますか。

93%まで来てるということで、あと1年。来年度完成だね。

佐世保市：そうです。

委員長：予算も確保できてる。

佐世保市：はい、予算も確保できています。

委員長：よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：それでは、この件につきましては、現地も詳細も必要ないでしょうね。そのまま継続していただくということで、対応方針原案どおり継続ということで決定したいと思います。

委員長：それでは、水計－3、長崎漁港（三重地区）の漁港環境整備事業について、ご説明をいただきます。

長崎港湾漁港事務所：水計－3 長崎漁港環境整備事業（原案：見直し継続）

委員長：それでは、漁港環境整備事業、長崎漁港について見直し継続でただいまご説明がありましたが、何かご質問ありますか。

アンケートをやったというのは、センターゾーンですかね。

長崎港湾漁港事務所：そうです。センターゾーンをやっております。

委員長：アンケートの内容としては、遊具中止については異論はないと。

長崎港湾漁港事務所：三重地区の約4,500世帯の中で1,000世帯を抽出しまして、無作為に発送しまして、返ってきたのが340ぐらいなんですけど、その結果としまして3分の2の約64%の方々は遊具は要らないという結果が出まして、その結果で判断したわけでございます。

委員長：三重2のほうは、周辺の整備ができたからということですね。

長崎港湾漁港事務所：三重2につきまして、周りに団地がかなりありまして、住宅団地とかいっぱいあるんですよ。畝刈地区はほとんど埋立地区ばかりになってしまいまして、要するに天然の海岸線が少なくなったということで、それは自然のままだいいんじゃないかというこ

とで、そこは手をつけないということで、最近の状況からいけば手をつけないほうがいいんじゃないかということで取りやめといたしました。

委員長：何かございますか。

B 委員：チェック表のところに、三重 2 に丸がついて、21 年以降計画があるものというので丸がついているんですが、これは何の計画なんでしょうか。

長崎港湾漁港事務所：これは間違いのようです。すみません。

委員長：要するに、三重 2 地区をやめると。

長崎港湾漁港事務所：はい。

委員長：それと、センターゾーンの遊具をやめるという見直しですよね。

長崎港湾漁港事務所：そういうことです。

委員長：センターゾーンの遊具廃止については、アンケートの結果 3 分の 2 の人がよかろうと言ったということですね。

何かありますか。よろしいですか。

そういうことで見直しをして、今後また継続をしていくということですが、よろしいですね。現地もいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：それでは、そういうことで本件につきましては継続ということでまいりたいと思います。どうもご苦労さまでした。

以上をもちまして、それぞれ各部から出されました審議の内容についてご審議をいただいたわけでございますが、それぞれの中で現地調査の必要性、詳細審議の必要性については皆さんにご相談してまいりましたが、今のところ港湾 1 の久山港改修事業と都市計画 6 の高田南の土地区画整理事業、水産部の水計 1 の荒川の広域漁港整備事業についての詳細現地調査ということで皆さんにお諮りしてきたわけですが、ほかに何か皆さん方のほうで振り返ってみて、これはもう一回慎重にやらなければいけないのじゃないかというふうなご意見はありませんか。

何かあれば事務局のほうにも連絡していただくことにして、あともし具体的なものがあれば、委員長にご一任いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：そういうことで進めさせていただきたいと思います。

本日出された意見の中で回答が必要な事業については、次回各事業主体のほうからまた

ご説明をいただければと思います。

続きまして、議題③報告事項の説明を事務局からお願いします。

事務局：再評価後の工期延期となる事業について説明

委員長：事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見ありますか。

やむを得ぬ事情で工期が延長になったということだから、今さらこれをどうだこうだと言ってもせんないことだろうけどね。

そういうことで受け止めておきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：それでは、以上をもちまして審議予定の項目は終了いたしました。この際、何かございますか。よろしいですか。

今後の予定について、事務局から何かありますか。

事務局：今後の予定につきましては、8月の中旬に現地調査をしていただきまして、下旬に詳細審議をお願いしたいと考えております。

事務局のほうで委員の皆様方のご都合を確認させていただいた上で日程を決定いたしたいと考えております。

なお、第3回委員会の終了後に本年度の答申を知事に対して行っていただく予定としておりますので、あらかじめご承知おきください。

以上でございます。

委員長：以上をもちまして本日の委員会を終わりたいと思います。

時間も予定より過ぎましたが、熱心にご論議いただきまして、まことにありがとうございます。次回は8月の暑いさなかに現地調査ということになりますが、その節は格別のご協力を切にお願いいたします。

どうもありがとうございました。